公告

建設業許可を取り消した建設業許可業者について、建設業法第29条の５第１項の規定により、次のとおり公告します。
令和8年11月10日

【注意事項】
・廃業届の提出による取消処分であり、違法行為等による取消処分ではありません。
・一覧にある業者の中には、一部の業種のみを廃業した業者も含まれています。

１　処分の内容
　建設業法第29条第１項の規定による取消し

２　処分の原因となった事実
　建設業を廃業した旨の届出があり、このことが、建設業法第29条第１項第４号の規定に該当する。

３　処分年月日、許可番号、商号又は名称、代表者氏名、主たる営業所の所在地及び取り消した許可
　次の表のとおり
　※処分年月日時点の状況です。

処分年月日	許可番号	商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	全部廃業又は一部廃業	取り消した許可業種
令和8年3月9日	広島県知事 （　般　－　6　） 第　41234　号	(株)タナカ電工	三嶋　貴雄	広島県安芸郡熊野町　　出来庭１－６－６	全部廃業	許可に係る全ての建設業